

1、住民投票について

- ・ 自治法など法的に定められている部分については、町で条文を作る必要はない。
- ・ 町の特徴を踏まえた独自の条文にするのであれば、町民部会の条文を中心にすればよいと思われる。(条文を比べてみると、町長が主語の部分と町民が主語が違う程度)

したがって、住民投票の条文は町民部会の素案にゆだねることしたい。

2、コンプライアンスに関して

行政に関することとなるので、行政に関する部分に「(法令の遵守)」の項を設け、以下の条文を素案として提案する。

第 条 町は、まちづくりにおける施策の公正性および透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対しては直ちに必要（または適正）な措置を講じるものとする。

- 2 必要（適正）な措置については別途定める。  
(2項はなくともいいのではないか、との意見もあり)